

京都市上下水道局職員の職務発明等に関する要綱

制定 令和7年3月19日

目次

- 第1章 総則（第1～3条）
- 第2章 届出、出願及び手続（第4～10条）
- 第3章 実施許諾（第11～18条）
- 第4章 譲渡（第19～25条）
- 第5章 処分（第26～27条）
- 第6章 報奨及び補償（第28～34条）
- 第7章 京都市上下水道局職務発明等審査委員会（第35～37条）
- 第8章 雑則（第38～43条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「局」という。）における知的財産権の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 特許権等 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権及び商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権をいう。
- (2) 特許等を受ける権利 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利及び商標法に規定する商標権を受ける権利をいう。
- (3) 知的財産権 特許権等及び特許等を受ける権利並びに日本国外におけるこれらの権利に相当する権利
- (4) 発明等 特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び商標権の対象となるものについては創作をいう。
- (5) 出願等 特許権等の取得（特許庁への出願のほか、出願審査の請求及び拒絶理由の通知への応答等を含む。）、維持及び保全をいう。
- (6) 知的財産権の実施 特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為及び商標法第2条第3項に定める行為をいう。
- (7) 出願等費用 特許権等の出願等に要する費用であつて、特許庁、裁判所等

の機関又は弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

- (8) 勤務発明 職員が京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の範囲において行った発明等をいう。
- (9) 職務発明 勤務発明であって、その発明等を行うに至った行為がその職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (10) 所属長等 京都市上下水道局専決規程別表第1及び第2の規定により、所属職員又は補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事項の専決を行う者をいう。
- (11) 特許料等 特許料、実用新案登録料、意匠登録料及び商標登録料をいう。
- (12) 処分 納付期限までに、特許料等の納付をしないことにより特許権等を消滅させることをいう。
- (13) 譲渡 知的財産権の権利の一部又は全部を他の者に譲ることをいう。

（権利の帰属）

第3条 勤務発明に係る知的財産権は、当該勤務発明を行った職員に帰属する。

- 2 前項にかかわらず、局は、この要綱の定めるところにより職務発明に係る知的財産権を、当該職務発明を行った職員から承継することができる。

第2章 届出、出願及び手続

（発明等の届出）

第4条 勤務発明をした職員（以下「発明者」という。）は、速やかに、発明届（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、所属長等に提出しなければならない。

- (1) 勤務発明の内容を詳細に記載した書面
 - (2) 勤務発明をするに至った経過を詳細に記載した書面
 - (3) 勤務発明が2人以上の者（職員以外の者を含む。）によって共同してなされたものであるときは、当該発明に対する権利の持分割合及びその根拠を記載した書面
 - (4) その他管理者が必要と認める書面
- 2 所属長等は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る書類に所属長等意見書（第2号様式）を添えて、管理者に提出しなければならない。

（届出に対する認定及び決定）

第5条 管理者は、前条第2項の届出があったときは、京都市上下水道局職務発明等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮ったうえで、当該届出に係る発明等が職務発明であるかどうかを一月以内に認定する。

- 2 管理者は、前項の発明等が職務発明であると認定したときは、当該発明等について、局が特許等を受ける権利を承継するかどうかを決定するものとする。
- 3 管理者は、前項により権利を承継しないと決定した発明等について、その後当該発明等の利用を局以外の者が希望した等の場合は、発明者と協議を行い、審査委員会に諮ったうえで、当該権利を局が承継する決定ができるものとする。

4 管理者は、前各項の規定により認定又は決定をしたときは、速やかにその旨を職務発明に関する認定・決定通知書（第3号様式）により発明者に通知するものとする。

（知的財産権の譲渡）

第6条 発明者は、管理者が前条第2項又は第3項において権利を承継することを決定した場合において同条第4項の通知を受けたときは、速やかに譲渡書（第4号様式）を管理者に提出し、その知的財産権を局に譲渡しなければならない。

（出願）

第7条 管理者は、第5条第2項又は第3項の規定により局が承継することを決定した知的財産権に係る発明等のうち、出願を行うべきと判断したものについては、速やかに出願等の手続を行わなければならない。

2 管理者は、局以外の者と共同で出願等を行う場合には、出願等までに共同出願契約を締結する。

3 管理者は、第1項の規定による出願等を行ったときは、発明者に対して、速やかにその旨を文書で通知するものとする。

4 発明者は、勤務発明について、管理者が、第5条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は同条第2項の規定により局が職務発明に係る特許等を受け権利を承継しないと決定した後（以下「認定等の後」という。）でなければ、当該勤務発明に係る知的財産権を出願してはならない。

（第三者への権利譲渡等に対する制限）

第8条 発明者は、認定等の後でなければ、当該勤務発明に係る知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

（拒絶対応等）

第9条 管理者は、第7条第1項の規定により、発明等に係る知的財産権を特許庁に出願した結果、特許庁から拒絶査定、不服審査の審決の謄本の送達があったときは、速やかに審査委員会に諮り、局の施策上権利化する必要性を検討し、拒絶査定、不服審査の請求又は審決取消訴訟の提起（以下「拒絶対応」という。）を行うかどうかを決定しなければならない。

2 管理者は、前項の場合に共同出願人がいるときは、共同出願人との契約等に別段の定めがある場合を除き、共同出願人と協議のうえ、拒絶対応を行うかどうかを決定しなければならない。

3 管理者は、前2項の規定により、拒絶対応を行わないと決定したとき（共同出願人に特許等を受け権利を譲渡したものを除く。）又は審決取消訴訟で敗訴したときは、当該拒絶対応又は審決取消訴訟に係る特許等を受け権利を発明者が承継するかどうかを速やかに確認しなければならない。

4 管理者は、前項の規定により発明者が局から特許等を受け権利を承継する意思を示したときは、当該権利を無償にて譲渡することを決定するものとする。ただし、譲渡に係る登録その他の費用については、発明者が負担するものとする。

(勤務発明台帳)

第10条 管理者は、発明届が提出されたときは、勤務発明台帳を作成するものとする。

2 前項の勤務発明台帳には次に掲げる事項を記載することとし、内容の異動が生じたときは、その内容も随時記録し、適切な管理を行うものとする。

- (1) 発明等の名称
- (2) 権利の種別
- (3) 第7条第1項の規定により出願した場合は、出願日及び出願番号
- (4) 登録された場合は、その登録日及び登録番号
- (5) 企業等に使用を認めた場合は、その相手方の名称等
- (6) その他適切な管理のために必要な事項

第3章 実施許諾

(実施許諾の範囲)

第11条 管理者は、企業等に局が所有する知的財産権の使用を認めるときは、専用実施権の設定、仮専用実施権の設定、通常実施権の許諾又は仮通常実施権の許諾（以下「実施許諾」という。）により行うものとする。ただし、共同出願者以外の者に実施許諾するときは、特段の事情のない限り、非独占的な通常実施権の許諾又は仮通常実施権の許諾により行うものとする。

2 管理者は、局から実施許諾を受けようとする者と協議のうえ、実施許諾の範囲を定めるものとする。

3 前項の規定により、専用実施権又は仮専用実施権を定めた者は、自己の費用をもって遅滞なく特許庁に登録するものとする。

(実施許諾の申請)

第12条 管理者は、局が所有する知的財産権（共有に係るものを除く。）について実施許諾を受けようとする者があるときは、特許権等実施許諾申請書（第5号様式）を提出させるものとする。

(実施許諾の契約)

第13条 管理者は、前条の規定による申請書を受理した場合、実施能力、実施内容等について審査委員会に諮ったうえで、これを適当と認めるときは、申請者に対し実施許諾を行う。

2 管理者は、前項の規定により知的財産権の実施許諾を行う場合、申請者と実施契約を締結するとともに、発明者に対してその旨を通知するものとする。

(実施許諾の期間)

第14条 前条第2項により締結する契約における実施許諾の期間は、特許権等の存続期間、発明の内容及び申請者の事業能力等を考慮して決定するものとする。ただし、5年を超えることはできない。

2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合において、管理者は、実施許諾を受けた者（以下「実施権者」という。）に対して、実施許諾の期間満了の2か月前までに、特許権等継続実施許諾申請書（第6号様式）を提出させる

ものとする。

3 管理者は、実施権者から前項の申請書の提出があったときは、前条の規定に準じて実施許諾及び通知を行うものとする。

4 第2項における更新後の期間は、当該期間の満了日の翌日から起算して5年以内とし、以後の更新においても同様とする。

(実施料の徴収)

第15条 管理者は、実施許諾を受けた者に対して、毎年度、実施状況報告書を提出させるものとする。

2 管理者は、前項により提出された実施状況報告書を基に、実施権者と協議して算出した実施料を、毎年度徴収するものとする。

(実施料の不還付)

第16条 納入された実施料については、還付しないものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

(技術支援の実施)

第17条 管理者は、契約期間中、実施権者の事業化を促進するため、必要に応じ、技術支援を実施するものとする。

(技術調査の実施)

第18条 管理者は、実施権者の実施状況の把握に努めるとともに、必要があるときは、技術上の調査を実施するものとする。

第4章 譲渡

(譲渡の目的)

第19条 管理者は、局が所有する知的財産権について、必要と認められる場合に譲渡することができる。

(譲渡の対象)

第20条 譲渡することができる知的財産権は、次の各号に定めるものとする。

(1) 局が単独で所有する知的財産権のうち、単独の者に実施許諾を与えているもの（直近まで実施許諾していたものを含む。以下同じ。）

(2) 共有に係る知的財産権

(3) 局が単独で所有する知的財産権のうち、実施許諾をしていないもの

(4) 第9条第4項及び第26条第4項の規定により発明者に無償にて譲渡するもの

(譲渡の対象者)

第21条 管理者は局が所有する知的財産権について、次の各号に定める者に譲渡することができる。

(1) 前条第1号の知的財産権にあつては、当該単独の者

(2) 前条第2号の共有に係る知的財産権にあつては、当該知的財産権の共有者。ただし、共有者が複数の場合は、他の共有者の同意を必要とする。

(譲渡の申込み)

第22条 知的財産権の譲渡を受けようとする者は、特許権等譲渡申込書（第7号

様式)を提出するものとする。

(譲渡の手續)

第23条 管理者は、前条の規定により、知的財産権の譲渡の申込みがあったときは、譲渡審査票(第8号様式)を添えて、審査委員会に諮るものとする。

(譲渡の決定等)

第24条 管理者は、前条の規定により、知的財産権の譲渡が妥当であると判断したときは、速やかに譲渡を決定し、譲渡契約を締結するものとする。

(譲渡価格)

第25条 管理者は、知的財産権を譲渡するときは、譲渡を受けようとする者と協議を行い、審査委員会に諮ったうえで譲渡価格を決定する。

第5章 処分

(特許権等の処分)

第26条 管理者は、局が保有する特許権等のうち、局として特許権等を維持する必要がないと認められるものは、審査委員会に諮ったうえで、特許料等の納付(特許権等の設定の登録を受けるために納付する場合を除く。)期限の1か月前までに、処分を行う決定をしなければならない。

2 管理者は、前項の場合に共有者がいるときは、共有者との契約等に別段の定めのある場合を除き、特許料等の納付期限の3か月前までに処分を行うかどうかについて共有者と協議を行い、審査委員会に諮ったうえで、特許料等の納付期限の1か月前までに処分を行う決定をしなければならない。ただし、共有者の意向が処分を行わないものであった場合、処分の決定を行った旨を次条の通知書により共有者に通知し、共有者から特許権等の権利の譲渡の申込みがあったときは、当該権利の持ち分を譲渡する決定を行うことができる。

3 管理者は、前2項(共有者に特許権等を譲渡したものを除く。)の規定により処分を行う決定をしたものについては、当該特許権等を発明者が承継するかどうかを速やかに確認しなければならない。

4 管理者は、前項において発明者が局から特許権等を承継する意思を示したときは、当該権利を無償にて譲渡する決定をするものとする。ただし、譲渡に係る登録その他の費用については、発明者が負担するものとする。

(処分の通知)

第27条 管理者は前条第1項及び第2項に規定する特許権等の処分を決定したときは、発明者に対し、特許権等の処分に関する通知書(第9号様式)により通知するものとする。

第6章 報奨及び補償

(知的財産権の譲渡に対する報奨金)

第28条 管理者は、発明者が第6条の規定により知的財産権(特許権等を除く。)を局に譲渡したとき、当該発明者に対し、報奨金として権利1件につき、特許を受ける権利にあつては10,000円、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を

受ける権利及び商標登録を受ける権利にあつては5,000円を支払うものとする。

(登録補償金)

第29条 管理者は、局が第7条第1項の規定により出願を行い、特許権等を取得したときは、当該発明者に対し登録補償金として権利1件につき、特許権にあつては20,000円、実用新案権、意匠権及び商標権にあつては10,000円を支払うものとする。

(実施補償金)

第30条 管理者は、第3条の規定により当該発明等に係る知的財産権を局が承継した場合において、当該知的財産権の運用により収入を得たときは、当該発明者に対し、実施補償金として毎年1月1日から12月31日までの間における実績に応じて、その収入を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額を発明者に支払うものとする。

100万円以下の金額	100分の50
100万円を超える金額	100分の25

- 2 管理者は、第3条の規定により当該発明等に係る知的財産権を局が承継した場合において、当該知的財産権を第三者に譲渡して収入を得たときは、当該発明者に対し、実施補償金として、その代金の100分の50の金額を発明者に対して支払うものとする。
- 3 実施補償金の算出に当たっては、知的財産権の登録又は維持管理に要した費用をその知的財産権の運用又は譲渡による収入から差し引いた金額を収入金額とみなす。

(共同発明者に対する補償金の支払)

第31条 第28条から前条までの規定による知的財産権の譲渡に対する報奨金、登録補償金又は実施補償金(以下これらを「補償金等」という。)は、その支払を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、当該知的財産権に対する持分割合に応じて支払うものとする。

(補償金等の支払通知)

第32条 管理者は、補償金等の支払を決定したときは、補償金等の支払に関する通知書(第10号様式)により当該発明者に通知するものとする。

(出願等費用の負担)

第33条 管理者は、第6条の規定により局が特許等を受ける権利又は特許権等の譲渡を受けた場合において、当該権利に係る出願等費用を負担するものとする。この場合において、共同出願のときは、出願までに共同出願人と別途協議のうえ、その負担割合を定めるものとする。

- 2 前項の費用について、発明者が既に支出したものがあるときは、管理者は、発明者の申請により当該費用を発明者に支払うものとする。

(退職又は死亡による権利の承継等)

第 34 条 補償金の支払を受ける権利は、当該発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第 7 章 京都市上下水道局職務発明等審査委員会 (審査委員会の設置)

第 35 条 次の各号に掲げる事項について審議するため、局に審査委員会を設置する。

- (1) 第 5 条第 1 項に規定する認定並びに同条第 2 項及び第 3 項に規定する決定に関すること。
- (2) 第 9 条第 1 項に規定する拒絶対応に関すること。
- (3) 第 13 条第 1 項に規定する実施許諾に関すること。
- (4) 第 23 条に規定する譲渡に関すること。
- (5) 第 26 条第 1 項及び第 2 項に規定する処分に関すること。
- (6) 第 39 条第 2 項に規定する不服申立てに対する決定に関すること。
- (7) 第 43 条に規定する外国特許権の取得の決定に関すること。
- (8) その他管理者が必要と認めること。

(構成)

第 36 条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 技術長（局に技術長が置かれている場合に限る。）
 - (2) 総務部長
 - (3) 経営戦略室長
 - (4) 経営戦略室担当部長
 - (5) 技術監理室長
 - (6) 水道部長
 - (7) 水道部担当部長
 - (8) 下水道部長
 - (9) 下水道部担当部長
 - (10) その他技術長が必要と認める者
- 2 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は次の各号に掲げる者とし、副委員長は委員長が指名する者とする。
- (1) 局に技術長が置かれているとき 技術長
 - (2) 局に技術長が置かれていないとき 技術監理室長
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第 37 条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ず審査委員会を招集できない場合、各委員に議事を回付し可否を伺うことをもって審査委員会の開催に代えることができる。

第8章 雑則

(庶務)

第38条 審査委員会の庶務は、技術監理室監理課において行う。

- 2 特許を受ける権利に関する実施許諾、特許権に関する実施許諾及び譲渡に関することは、経営戦略室において行う。

(不服申立て)

第39条 発明者は、その発明に係る第5条第1項の規定による認定、同条第2項の規定による決定又は第30条第1項及び第2項に規定する実施補償金の額に不服があるときは、第5条第4項又は第32条に規定する通知を受けた日から30日以内に、管理者に対して、不服申立書（第11号様式）により不服申立てをすることができる。

- 2 管理者は、前項の申立てがあった場合、審査委員会に諮り、当該申立てに対する決定を行い、当該申立てがあった日から60日以内に、その結果を申立人に通知するものとする。

(秘密の保持)

第40条 発明者、審査委員会の委員その他関係者は、勤務発明の内容その他発明者及び局の利害に関係がある事項について、その秘密を守らなければならない。

(特許侵害に対する対策)

第41条 管理者は、局が所有する知的財産権について第三者による侵害の事実又は侵害のおそれがある行為を発見した場合、直ちに事実関係を調査し、その行為が明らかなきときは、文書等での警告及びその他の方法により侵害排除の手段を講じるものとする。

(知的財産権の周知)

第42条 管理者は、局のホームページにより局が所有する知的財産権（出願前の発明等に係る特許等を受ける権利を除く。）の積極的な周知に努めなければならない。

(外国特許権の取得)

第43条 管理者は、第5条第2項の規定により局が特許等を受ける権利を承継することを決定したときは、外国特許権を取得する必要があるかどうかを審査委員会に諮ったうえで、決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により、局が外国特許権を取得すると決定したときは、そのために必要な手続をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前に発明者が局に知的財産権を譲渡した発明等のうち管理者が認めるものについては、第5条第1項の規定により認定された職務発明とみなして、この要綱の規定（第4条から第9条まで、第33条及び第43条の規定を除く。）を適用する。

附 則（令和8年5月7日管理者決定）

この要綱は、決定の日から施行する。